

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第41号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成28年静岡県規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定により規則で定める女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号） <u>第15条第1項</u> の地方公共団体の機関、その長又はその職員は、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。 (表略)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定により規則で定める女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号） <u>第19条第1項</u> の地方公共団体の機関、その長又はその職員は、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。 (表略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）の施行の日（令和2年6月1日）から施行する。